

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が出産、子育てにより退職を余儀なくされないことがないよう、就業継続できる雇用環境の整備を行う。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備します。

育児休業取得率100%を、維持継続する。

〈対策〉

育児休業に関する規定に従い、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について、事前通知し、職場復帰に備える。

〈実施時期〉 令和4年4月より

〈対策〉

保育園等の受入状況に応じ、育児休業期間を最大限考慮する。また、職場復帰後は、育児短時間勤務の活用などにより、養育をサポートする。

〈実施時期〉 令和4年4月より